



Q&A回答 退会届と次年度会費納入保留届について

Q. 退会届と次年度会費納入保留届、提出対象となるのはどのような場合でしょうか？

A. ● **退会届提出対象となる方：**

- ① 次年度、愛知県看護協会および日本看護協会へ入会の意思がない方。
 - ② 産休・育休を取得または取得予定で、当分の間復職予定がなく、**次年度の会費の納入意思のない方**（産休・育休中であっても、その期間中も次年度の会費の納入意思のある方は退会届をご提出いただく必要はありません）
- **次年度会費納入保留届提出対象となる方：** 県協会移動が決定した方またはその予定がある方で、移動先の都道府県看護協会への入会の意思がある方。

Q. 退会するとどうなりますか？

A. 退会すると、以下の会員特典を受けられなくなります。

- ① 各種研修会（愛知県看護協会・日本看護協会主催のもの）会員価格での受講
- ② 「日本看護協会ニュース」など機関誌での看護に関する最新の情報提供
- ③ 看護職賠償責任保険への加入
- ④ 奨学金申請
- ⑤ 研究学会への演題応募
- ⑥ 福利厚生申請（災害見舞金・死亡弔慰金など）
- ⑦ キャリナースの利用 など

Q. 産休・育休から復職しました。どうすればいいですか？

A. 産休・育休前に退会届をご提出いただいた方は、改めて「入会申込書」のご提出をお願いいたします。ご自身の入会状況が不明瞭な場合、愛知県看護協会へお問合せください。

Q. 退会届を提出しましたが、やはり再入会したいです。一度退会すると再入会はできませんか？

A. 再入会可能です。再度「入会申込書」のご提出をお願いいたします。

お手元に「入会申込書」がなければ郵送いたしますので、愛知県看護協会までご連絡ください。

Q. 次年度会費納入後に急に退会・県移動・産休・育休が決まりました。返金手続きは可能ですか？

A. 退会届または会費納入保留届をご提出いただければ会費返金処理手続きをさせていただきます。県移動の場合、移動先の県協会の年会費を納めていただくこととなりますので、愛知県看護協会に納めていただいた会費はお返しします。（年会費は各都道府県看護協会によって異なります。詳細は移動先の看護協会へ直接お問い合わせください）

※新年度開始後に退会届または保留届をご提出いただいた場合は返金処理をすることはできません。

（例：1/27 口座引き落とし後、3/31（必着）迄に届出書を提出した場合→返金対象となります）

（例：1/27 口座引き落とし後、4/1 以降に届出書を提出した場合→返金対象となりません）

退会・会費納入保留に関するお問合せ

公益社団法人愛知県看護協会 業務（会員管理担当）山田・森島

☎:052-871-0711